

小野田系統送水管布設替工事 特記仕様書

工事目的

本工事は、浪江町大字谷津田 地内における送水管布設替工事を行うものである。

適用範囲

本特記仕様書は、共通仕様書(土木工事編)、水道工事標準仕様書(土木工事編)、水道施設設計業務委託標準仕様書に優先する。

本仕様書に定めがない事項又は設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

工事履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

履行場所

本工事の履行場所は別紙及び浪江町役場住宅水道課とする。

関係提出書類

本工事の着手にあたって提出する書類は、次のとおりとする。

着手届

工程表

業務実施計画書

主任技術者及び現場代理人届

成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。

7. 建設副産物の処理方法

下記の建設副産物は、下記の方法で処理するものとする。受け入れに係る協議、その他受け入れに関し必要な検査等は全て受注者の責において行うこととし、費用は共通仮設費に含めるものとする。

記

建設副産物名	処 理 方 法	(積 算 上 の 施 設)
As 殻	再資源化施設へ搬入	世紀東急工業 福島補材センター
汚泥	再資源化施設へ搬入	(株) モンマ
コンクリート殻 無筋	再資源化施設へ搬入	加藤建材工業 (株)
コンクリート殻 有筋	再資源化施設へ搬入	加藤建材工業 (株)
土砂	整地	特記なし

施設名称は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ここで明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を要しないが、設計変更の対象とはしない。受け入れ拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって変更協議の対象とする。特記なき副産物については変更協議の対象とし、受注者において施設を選定し、選定後に監督員と協議し決定するものとする。

8. 完納後の訂正

工事の完成後といえども内容の誤りや、不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補正・訂正を施すものとする。

9. 疑義

本工事の実施にあたって、仕様書に明示なき事項その他疑義のある場合は、発注者、受注者の協議の上、発注者が決定し受注者はその指示に従うものとする。

10. 著作権

本工事に基づき作成された成果品の権利は、発注者に帰属するものとする。

なお、成果品とは作成電子データも含むものとするが、受注者が従来より著作権を有しているもの及び、業務委託実施上利用するために独自に創作したシステム及び、プログラムは除くものとする。

11. 打ち合わせ

工事に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出する。

12. その他

本特記仕様書中の承認、協議、記録、またそれに付随する協議は全て書面により行うこととする。また、工事利害関係者(沿線地権者、住民を含む)との連絡協議は受注者が行い、別紙個人情報取扱特記事項に則り取扱うものとする。

13. 成果品

報告書 2部 (電子データ含む)